

官報

号外

平成四年六月十五日

○第百二十三回 衆議院會議録 第三十三号

平成四年六月十五日(月曜日)

議事日程 第二十八号

午前十時開議

- 第一 國際連合平和維持活動等に対する協力に
關する法律案(第百二十一回国会、内閣
提出)(參議院送付)
- 第二 國際緊急援助隊の派遣に關する法律の一
部を改正する法律案(第百二十一回国会、
内閣提出)(參議院送付)

○今日の會議に付した案件

- 日程第一 國際連合平和維持活動等に対する協
力に關する法律案(第百二十一回国会、内閣
提出)(參議院送付)
- 日程第二 國際緊急援助隊の派遣に關する法律
の一部を改正する法律案(第百二十一回国会、
内閣提出)(參議院送付)
- 本日の議事における發言時間は趣旨弁明につい
ては十五分質疑答弁討論その他については十
分とするの動議(梶山静六君外六十三名提出)

午後五時三十三分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

- 日程第一 國際連合平和維持活動等に対する
協力に關する法律案(第百二十一回国会、
内閣提出)(參議院送付)
- 日程第二 國際緊急援助隊の派遣に關する法
律の一部を改正する法律案(第百二十一回
国会、内閣提出)(參議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、國際連合平和維
持活動等に対する協力に關する法律案、日程第
二、國際緊急援助隊の派遣に關する法律の一部を
改正する法律案、右両案を一括して議題といたし
ます。

委員長の報告を求めます。國際平和協力等に關
する特別委員長林義郎君。

國際連合平和維持活動等に対する協力に關する
法律案及び同報告書
國際緊急援助隊の派遣に關する法律の一部を改
正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔林義郎君登壇〕

○林義郎君 ただいま議題となりました兩法律案
につきまして、國際平和協力等に關する特別委員
会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ
ます。

兩法律案は、第百二十一回国会に提出され、さ
きの第百二十二回国会において、本院では、國際
連合平和維持活動等に対する協力に關する法律案
は修正議決され、國際緊急援助隊の派遣に關する
法律の一部を改正する法律案は原案のとおり可決
の上、參議院に送付し、同院において繼續審査と
なっていたものでありますが、今国会に至り、參
議院において國際連合平和維持活動等に対する協
力に關する法律案は修正議決され、國際緊急援助
隊の派遣に關する法律の一部を改正する法律案は
原案のとおり可決の上、去る六月九日本院に交付
され、同日本委員会に付託されたものでありま
す。

まず、國際連合平和維持活動等に対する協力に
關する法律案について申し上げます。

本案は、國際連合平和維持活動及び人道的な國
際救援活動に適切かつ迅速な協力を行うため、國
際平和協力業務の実施体制を整備することに
よ、我が國が國際連合を中心とした國際平和のた
めの努力に積極的に関与することを目的とするも
のであります。

その主な内容は、
第一に、總理府に、内閣總理大臣を本部長とす
る國際平和協力本部を設置し、同本部に國際平和
協力隊を置くことができること、
第二に、國際平和協力業務に係る実施計画及び
実施要領の策定手続等について定めるとともに、

実施計画の決定、変更等があったときは遅滞な
く国会に報告しなければならないこと、また、國
際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇また
は武力の行使に当たらないものであってはならない
こと、

第三に、國際平和協力業務に従事する者の總數
は、二千人を超えないものとする、
第四に、小型武器の保有、貸与及び使用等につ
いて定めること
等であります。

なお、參議院における修正点は、
自衛隊の部隊等が行う國連平和維持隊に係る一
定の業務については、内閣總理大臣は、当該部隊
等の派遣の開始前に当該業務の実施につき国会の
承認を得なければならないこと、

内閣總理大臣から国会の承認を求められた場合
には、先議の議院にあっては、国会の休会中の期
間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては、
議案の送付があった後、国会の休会中の期間を除
いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなけ
ればならないこと、

国会において不承認の議決があったときは、遅
滞なく國際平和協力業務を終了させなければならない
こと、

自衛隊の部隊等が行う國連平和維持隊に係る一
定の業務については、別に法律で定める日まで実
施しないこと、
政府は、施行後三年を経過した場合において、
本法律の実施状況に照らして、本法律の実施のあ
り方について見直しを行うものとする、
の五点であります。

次に、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにしようとするものであります。

本委員会におきましては、六月九日両法律案について提案理由の説明を聴取するとともに、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案についての参議院の修正に係る部分の趣旨説明を聴取し、十日及び十一日の両日両法律案を一括して慎重に審査を行いましたところ、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対し、進歩民主連合提案に係る修正案が提出され、趣旨説明が行われるとともに、同修正案については、加藤内閣官房長官から、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

かくて、同月十一日両法律案に対する質疑終了後、直ちに採決の結果、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する進歩民主連合提案の修正案は、賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも賛成多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

発言時間に関する動議

○議長(櫻内義雄君) 堀山静六君外六十三名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とするに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 質疑の通告があります。これを許します。児玉健次君。

〔児玉健次君登壇〕

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表して、ただいま上程されましたPKO協力法案等二法案に対し、宮澤総理に質問いたします。

その前に、今行われた林PKO特別委員長の報告なるものは、これまでの委員会における審議の実態と全く反するものです。

去る六月十一日の委員会における事態は、林特別委員長がみずから一方的に質疑終局を決議し、多くの委員の質疑続行、質疑通告の要求を一切無視し、PKO法案の採決を強行したものであり、審議を尽くしたなどは到底言えるものではありません。(拍手)

私は、林委員長が行った昨年十一月のPKO特別委員会における強行採決、六月九日、本委員会での本法案趣旨説明強行と、連続する議会制民主主義にせうりんの暴挙に対し、満身の怒りを込めて糾弾するものです。(拍手)

そこで、今まさにPKO法案を強行成立させようとしている宮澤総理に対し、国民の怒りを代弁し、以下、質問いたします。

質問の第一は、PKO法案が、憲法第九条を全

面的に踏みにじり、自衛隊海外派兵の法制化を進めようとしていることであります。

政府は、一年数カ月前まで、平和維持軍的なものには参加できないとの解釈を、国会で公式に明らかにしてきました。ところが、総理は公然と、PKF、国連平和維持軍への自衛隊派遣を行うこととする本法案の成立を図ってきたのであります。

総理、あなたは、歴代内閣が繰り返して国民に明らかにしてきた憲法を守るといふ基本的見地を投げ捨て、憲法で禁じられている、自衛隊海外派兵の法制化に踏み出そうとしているのであります。

憲法制定以来四十七年目にして、憲法第九条が、憲法遵守義務を有する政府の手によって踏みにじられようとしている、この責任を宮澤総理に厳しく問うものであります。(拍手)

また、参議院での修正で、国連平和維持軍に参加という、政府原案の協力法とは異なる体系が新たに持ち込まれたことによって、自衛隊の部隊がPKFに参加し、国連の軍司令官の指揮下に入り、その一員として行動することが明確にされました。法案の根幹にかかわるこの重大修正に対し、自民党総裁として宮澤総理はいかに責任を負うのか、明確なる答弁を求めるものであります。

(拍手)

第二は、憲法の基本原則にかかわる重大問題が、政府・与党、自民党自身の国民への公約に違反して進められようとしていることであります。

自民党は、一九九〇年十一月の、自衛隊とは別個の組織でPKOに参加すると自民、公明、民社三党で合意し、この内容を九一年の一斉地方選挙公約に掲げていたのであります。ところが、地方

選挙後数カ月にして、この国民に対する公約を投げ捨て、そして今、参議院選挙を目前にして、自衛隊は専守防衛の任務に徹するとのこれまでの政府の立場を百八十度転換し、自衛隊海外派兵の立法を強行成立させようとしているのであります。

これは、二重三重に国民を欺くものであります。総理はこのことについて、自民党総裁としていかに責任を負うのか、重ねて明らかにされることを厳しく求めるものであります。(拍手)

第三に、政府は、国会審議においてPKO、PKFの実態を一切国民の前に明らかにせず、国連文書に従うとしながら、SOP、標準作戦規定などの国連文書とこの法案との決定的矛盾を明らかにしないまま、今この法案を強行しようとしています。

現在、最大の問題は、自民、公明、民社三党が言ういわゆる五原則なるものを根拠から覆すPKOの性格、機能の質が違ふことであることでもあります。

湾岸戦争後のイラク・クウェート監視団はいわゆる当事国の同意なしに行われており、ユーゴでもカンボジアにおいても、武力紛争停止以前にPKOが展開されています。カンボジアでは、ポル・ポト派が停戦合意に従わず、明石特別代表は、明白なバリ協定違反であると述べ、この十二日の安保理議長声明は、カンボジアにおいては和平プロセス全体が危機にさらされていると指摘しているものであります。

その一方、国連のPKO特別委員会でも、いわゆる五原則を前提としない論議が行われており、国連でPKOの活動に新たな性格づけを行うことが公然と議論されています。こうした新しい事態

を一切無視し、政府は法案成立をこり押ししようとしております。私は、総理に對し、この新しい、極めて重大な事態について、あなたはこのような見解を持つのか、明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

第四に、本法案に對して、全世界、とりわけアジア諸國から強い懸念と批判が巻き起こっています。万一、法案が成立し発動されることになれば、我が國軍隊が公然と再びアジア諸國に上陸することになります。しかも、日本政府は、いまだあの侵略戦争について何らの反省も行わず、従軍慰安婦問題など、明確な戦後処理をなし得ておりません。侵略戦争に対する無反省と世界政治の原則問題で明確な判断基準を持たない政府と公明、民社の手によって強行される海外派兵立法に、アジア諸國が批判を強めるのは当然であります。総理は、それでもアジア諸國の理解は得ていると強弁するのか、答弁を求めます。

第五に、総理は、一月のブッシュ大統領との会談で、東京宣言なるものを発表し、地球規模での協力を進めると約束をいたしました。そのアメリカは、冷戦後唯一の超大国として、全世界をその軍事的監視下に置くことを公然と唱えています。それは、不安定性、不確実性のあるところ、いつでもどこでもアメリカが軍事介入するという明白な意思表示であります。しかもアメリカは、國連を自己の支配下に置こうとする戦略をも指向しているものであります。

本法案のねらう自衛隊海外派兵は、P K O 協力をてことして、こうしたアメリカの覇権主義を公然と支援し、日本國民を極めて危険な道に引きずり込もうとするものではありませんか。総理の、

日本國民に對して責任のある答弁を私は求めるものであります。(拍手)

私は、國民の平和の意思に公然と逆らい、民主主義の原則を踏みにじって本法案を強行しようとしている宮澤内閣の退陣を要求し、平和と民主主義を願うすべての國民とともに、自衛隊海外派兵のP K O 法案に反対し、危険な海外派兵の野望を許さないために、日本共産党が最後まで闘い抜く決意を述べ、この質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 御質問は五点到つたのでありますので、逐一お答えを申し上げます。

児玉議員に對しましては、委員会におきまして同様の御質問に對して何度もお答えを申し上げましたが、改めてお答えを申し上げます。

まず第一に、この法案が憲法違反ではないかというお尋ねでございました。

全くそう考えておりません。何度もういおうお尋ねがございましたけれども、どこが憲法違反かということをお指摘がないものでありますから、なぜそうおっしゃるのか、理解に苦しむところがございますが、まず第一に、國連の平和維持活動というのは、御承知のとおり、これは弾を撃つては失敗なのであります。

しばしば言われるとおり、國連の平和維持活動は、國連の權威と中立性とその信用によって、今まで行われていた戦争を、戦争が終わった状態を維持改善しようということであって、この平和維持隊が発砲するようでは、しばしば言われますように、それは交戦当事者に墮してしまふのであって、そうなるのは失敗である。それは平和維持隊

の歴史ではありません。平和維持隊の歴史は、非常に困難な状況の中で平和の維持回復に成功をしても、そのゆえにノーベル賞を受賞しているものであって、戦争をしたからノーベル賞を受賞したという話は、私は聞いたことがありません。(拍手)

基本的には、私もそのような活動に我が國が参画すべきかどうかについては、まず紛争当事者の間に平和が成立していて当事者がこれを希望していること、平和維持活動が行われる國がそれについて賛成をしていること、その上で、國連の要請があった場合、それらの場合に、我々が平和維持活動に従事すべきかどうかを我が國が自主的に決定するのであります。

我が國の憲法は、我が國が海外において武力行使をすることを禁止しておりますけれども、ただいま申しましたとおり、当事者から要請され、國連から要請され、しかも弾を撃つ目的でない、平和の維持と回復のために行くのに、何で憲法違反であるか。むしろ、それは、我が國の憲法の前文の述べる、平和を愛好する諸國民の信義と公正に信頼をするという憲法の前文の精神に沿うものである、私どもはそう考えております。(拍手)

しかも、その上に、御承知のように我が國は我が國独自の憲法を持っておりまして、これは三番目のお尋ねとも関係いたしますけれども、万が一にも誤りがあつてはいけないということで、この平和維持活動の中で万々一平和維持活動に攻撃が加えられるような場合には、我が國は、この平和維持活動を中断し、あるいは撤退をすることができるといふ、國連の標準作戦規定よりさらに我が國独自の立場を盛り込んだ作業要領によってこれを行うということになっております。

しかも、もう一つ、國連の平和維持活動は一般に武器の使用というものを認めておりますけれども、これを厳格に我が國がいたしましたゆえんは、万一、平和維持活動が攻撃を受けたときに、これに応戦をするということになれば、それは武力行使につながる危険がある、なしとしない。したがって我が國の場合には、従事する人たちの生命自身が危険になった場合、いわゆる正当防衛の場合だけにしか武器を使用してはならないということとをこの法案の中に書いてございます。このことは、見る立場からいえば、平和維持活動に従事するところの自衛隊の諸君の生命、身体を危うくするではないかという御批判があるが、この点を我々は厳格に考えておるのであります。そういう意味からも、念に念を入れていわゆる武力行使にならないような配慮をいたしておりますことは、御承知のとおりであります。

次に、一体何で別個の組織をつくらなかったかとおっしゃいますけれども、私が伺いたいのは、なぜ別個の組織をつくる必要があるかということでありまして、

この活動が極めて苦しいものであって、組織力と経験と……(発言する者あり)

○議長(櫻内義雄君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(宮澤喜一君)(続) 指揮系統がしっかりしていなければこの活動はできない、てんでんばらばらに行つたのでは足手まといになるということとはよくよくおわかりになっておられます。そういう意味で自衛隊を、出かけてもらおうというのであります。同じものををつくるのであれば、兵力、艦船、航空機等々全部そのものに与えなければなりません。それだけの國費を何のた

めにむだにするのか、また、そういうところに入
が集まるかどうか、よくお考えをいただきたい。
(拍手) 恐らく、別個の組織にしろというのは、自
衛隊は連帯であるからというお考えでありまし
う。私も、自衛隊は連帯であると思っていな
い。もし自衛隊が連帯であるとおっしゃるのな
ら、初めからこの法律は成り立たない。(拍手)
この法律案が国連の標準作戦規定と異なっ
て、いわゆる行動の中断、撤退、武器の使用につ
いて制限を加えておられますことは、先ほど申し上
げましたとおりであります。

次に、カンボジアの事態であります。我々も
努力をしてあわいう最高機関ができて、そうして
招請せられて国連のUNTAAC活動が始まった今
の段階であります。確かにクメール・ルージュの
一部が当初の予定と多少違う行動に走る可能性が
あって、明石代表はその説得に今苦労しておら
れるということはおもひ知っております。

しかしながら、およそ十三年間の戦争をや
つて、そしてそれが無益であった。無益であつた
と考へたからこそバリの和平が成立をし、そして
SNCができたのであります。考へてみれば、この
十三年の経験というものの関係者が学ばないはず
はないと、私もそう考へておりますから、明
石代表の説得を忍耐強く見ることが大事であると
考へております。また、我が国としても、そのよ
うな明石代表の努力に対して、我が国なりの外交
的な支援を惜しむものではありません。(拍手)

最後に、アジア諸国の反応についてのお尋ねが
ございました。

概して申しますと、このたびの我が国のこの法
案について、カンボジアとの関係で申しますなら

ば、カンボジア自身はもちろん、その周辺の国々
は、我が国がこのような平和維持活動に参画して
いくことを希望しております。概して申せば強く
希望している。それは私は当然なことであらうと
思う。カンボジアの和平が維持され、回復するこ
とは、その周辺の国々にとって利益でありますか
ら、これを希望することは私は当然だと思いま
す。もとより、幾つかの国から我が国の行動は慎
重であつてほしいという要望があることは当然で
あります。要望がなくとも、我々は、こういう活
動をいたしますときには極めて慎重に事情を考え
ながらいたさなければならぬことは、当然であ
ると考へております。

なお、最後に、この法案の目的とするところ
が、我が国と米国との間で行われました東京宣言
に何か関係があつて、アメリカの世界制覇の一翼
を担うのではないかとのお尋ねについては、ほ
んどお答えする必要もないほど、さうなこと
はございません。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終局いたし
ました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一及び第二の両案に
つき討論の通告があります。順次これを許しま
す。金子満広君。

(金子満広君登壇)

○金子満広君 私は、日本共産党を代表して、P
KO協力法案等、すなわち、自衛隊海外派兵法に
ついて、断固反対の討論を行います。(拍手)

私は、まず、反対理由を述べる前に、自衛隊を
海外派兵するため、自公民三党が、参議院に続く

衆議院においても、審議打ち切りを初め議会制民
主主義否定の数々の暴挙を重ねてきたことに對
し、全身の怒りを込めて嚴重に抗議するものであ
ります。(拍手)

自公民三党の修正案によつて新たな重大問題が
生まれてくるにもかかわらず、その修正案はほと
んどまともな審議が行われておりません。しか
も、その短い審議の中でも、発議者がたびたび答
弁不能に陥るなど、その内容は支離滅裂であり、
こうした中で採決を強行するなどということは、
暴挙以外の何物でもありません。このことを厳し
く指摘し、以下、具体的な反対の理由を述べま
す。

まず、最大の問題は、いかなる修正、いかなる
粉飾を凝らそうとも、自衛隊の海外派兵は、憲法
の平和原則に對する真正面からの攻撃であり、
じゅうりんであるということであり、(拍手)

言うまでもなく、日本国憲法は、あの十五年に
及ぶ侵略戦争の悲惨な犠牲とその反省の上に制定
されたものであります。これが戦後政治の原点、
出発点であることは、何人もこれを否定すること
はできません。憲法は、その前文で、「政府の行為
によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに
することを決意し、ここに主権が国民に存すること
を宣言し、この憲法を確定する。」と明確に規定
しております。同時に、第九条は、戦争及び武力
による威嚇、武力の行使は、永久にこれを放棄
し、戦力を保持しないことを内外に宣言したので
あります。

しかるに、今、政府・自公民三党の行為によつ
て強行されようとしている武装自衛隊の海外派兵

は、この憲法の平和原則に背き、戦後政治の原点
を根柢から覆すものであります。しかも、重大な
ことは、三党の修正案が国連平和維持軍への参加
を公然と打ち出したことでもあります。この「参加」
とは、自衛隊がそのまま国連軍の指揮下に入り、
武力行使に直接するものであり、断じて容認でき
るものではありません。

派遣部隊の装備には、機関銃から迫撃砲など高
性能の武器が含まれていくことも、もはや天下周
知の事実であります。個人の正当防衛で機関銃を
発射するなどということは、世界に通用するもの
ではありません。機関銃や迫撃砲を発射すること
は明らかに戦闘行為であります。武力の行使であ
ります。この明確な事実を凍結などということ
で覆い隠すことは、絶対にできないのであります。
(拍手)

しかも、この法案が成立するなら、自衛隊員
は、本人の意思いかんにかかわらず、その出動が
命令で強制され、これに従わなければ厳しい罰則
が科せられているのであります。さらに、国家公
務員の派遣も職務命令で行われ、民間協力も義務
づけられているのであります。

さらに、修正案は、PKF参加部隊の国会承認
に際しては、国連の最高機関である国連の審議日
数にまで限定をつけておりますが、これは国会の
審議権を不当に制約する規定であり、断じて容認
できません。しかも、この六月一日、国連のPKO
特別委員会、停戦合意のない時点でも、必要な
ときには紛争当事者の同意がなくともPKOの発
動を検討する報告書を採用いたしました。

これは、政府が国会と国民に示してきたいわ
ゆる五原則、PKOの派遣は停戦合意の後の中立的

立場で、紛争当事者の同意の上にされるものだという原則と全く異なり、自衛隊海外派兵法の前提そのものを覆すものであり、事態はまさに重大であります。

そもそも自衛隊の海外派兵の問題は、太平洋戦争を契機ににわかに重大化してまいりました。日米軍事同盟の危険な実態を国民の前に露呈してまいりました。憲法違反の自衛隊の海外派兵は許さな

い、我が子、我が夫、教え子再び戦場に送るの

の声は全国に広がりました。自衛隊員や家族の中からも反対の声が上がってきております。そしてこの世論と運動の高まりは、これまで自衛隊の海外派兵のたくらみを阻止してきました。

ところが、政府・自公三党は、批判されても

つぶされても、なおしつこく、国際貢献は金と物だけでだめだ、一國平和主義は許されないなどと称して、人的貢献だ、汗を流せなどと言いがら、あくまで自衛隊の海外派兵に執念を燃やし、あの手この手で今これを国民に押しつけようとしています。しかし、悪法はいかに修正しても悪法であります。その実態は、自衛隊の海外派兵そのものであります。PKO法案は廃案しかありません。

(拍手) 憲法の平和原則は、一國平和主義どころか、人類史における最も先駆的な誇るべき到達点であり、まさに万国平和主義、国際平和の現実的方向を明確に宣言しているものであります。

かつて、あの十五年戦争の中で、国会のこの演壇は、翼賛政治のもとで歴代総理によって「大東亜共栄圏」の絶叫のもとに、「お国のために血を流せ」を強要し、国民を次から次へと戦場に駆り立てる悲惨な歴史の演壇となつたのであります。その結果、中国、東南アジア、太平洋地域など、異

郷の地で亡くなった軍人軍属、従軍看護婦は、二百万人をはるかに超えたのであります。そして戦後四十七年、今宮澤内閣の手によって再び海外派兵への突破口がつくられようとしているのであります。この演壇を再び海外派兵の演壇にしては絶対にならない、亡くなった幾百万の人々が今この声を上げることができない以上、生きて政治の衝にある我々は何をなすべきか、それが鋭く問われているのであります。

今、国会には、全国から自衛隊海外派兵に反対する数百万の署名、そして電報、手紙が次々に寄せられ、議員面会所には、きょうも朝から自衛隊海外派兵反対の請願が続いております。この国民の声は、必ず最終的には勝利することを私は確信をいたします。

最後に、私は、創立以来七十年、反戦・平和を貫いてきた日本共産党の名において、自衛隊の海外派兵阻止のため、国民とともに全力を挙げて闘い抜く決意を表明し、反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 大島理森君。

〔大島理森君登壇〕

○大島理森君 私は、自由民主党を代表して、国際連合平和維持活動等に対する協力の法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正案に対し、これらに賛成する立場から討論を行います。(拍手)

今日、約四十五年間続いてきた東西対立の構図が崩れ、歴史は新たな平和秩序の模索段階にあります。まさに世界は今、一つの戦後史の大きな曲がり角に来ているのであります。

このような歴史的転換点にあつて、我が国は、

今後、西側民主主義諸国との関係の一層の緊密化を図り、友好的なアジア外交を推進し、広く軍縮を推進するとともに、国連を軸とする平和創造と平和維持の努力を推進していくべきであります。

我が国は、国連への協力を、このような幅広い長期的視点に立って一層推進していかなければなりません。そして今こそ、国連の旗のもとで、世界の多くの国の人々と手を携えて、平和を創造し、維持していく努力に欣然加わるべきであります。

紛争に苦しむ人々を支援し、人類の福祉の増進のために積極的な役割を果たすべきであります。それこそ、世界の平和の恩恵にこれほどあずかり、そこでこれほどの繁栄を謳歌している我が国の当然なすべき義務であり、PKO法案は、この我が国の当然の義務の当然の帰結であります。

(拍手)

そもそもPKOは、停戦の合意や受け入れ国の同意を前提に、中立・非強制の立場で、国連の權威と説得により紛争の再発防止をする活動であり、一九八八年にノーベル平和賞を受賞しております。

これまでに世界の約八十カ国から五十万人以上が参加し、平和の維持のために多大な実績を残しているものであります。この法案は、このようなPKOに、我が国として今日あとう限りの協力を行おうとするものであり、まさに我が国外交の柱である国連重視の観点からも、何としても成立を図らねばならないのであります。(拍手)

一部に、自衛隊を武装して海外に派遣することは憲法で禁止されているという議論がありますが、PKOは、そもそも武力行使を目的とした活動ではなく、平和を維持するための活動であります。

す。PKOにおいて武力行使があるなどということは、PKOの実態を全く無視し、また、この法律の厳格な規定を故意に歪曲するものであります。(拍手) 停戦の合意、我が国の参加に対する同意、中立の厳守、派遣の終了及び武器の使用などのいわゆる五原則を詳細、厳密に定めた規定、さらにPKO活動がかりせぬにも武力の行使や武力の威嚇になつてはならないとする諸規定に、不当にも目をつぶるものであります。

PKOは、そもそも武力行使を目的とした活動ではないのであります。国連の長いこの活動の歴史がそれをまさしく証明しているものであります。武器を持つていくというが、それは護身用のものであります。そしてしかも、それはこの法律において、万々が一にも自分の生命が現に危うくなったとき以外に使えないのでありまして、それ以外の武器の使用は全く行い得ないものであります。

したがって、このような武器の使用が仮に万一生じたとしても、憲法違反だといった非難を浴びるはずは全くあり得ないのであります。(拍手) また、PKOは徴兵制につながるという議論がありますが、これは国民自身を愚弄するものではありません。我が国は、平和憲法のもとで専守防衛に徹し、徹底した平和国家として生きていくものであります。PKO法案はこの基本を何ら変えるものではありません。

この法案は、国連の普遍性のもとでの平和活動に参加し、国際社会の一員としてこの世界共同体に對し負っている我々の当然の義務を果たしていくのであります。これこそ我が国の真の平和主義のあり方であり、こうしてこそ真に我が国自身の平和と安全をより確実なものにし、さらにそれ

官 報 (号 外)

に世界の平和に真に貢献することができるのであります。

さらに、我が国の将来を誤らせると言われますが、世界の平和を求める潮流は、一体今日のようには流れていゝのでありましようか。それは、國連が世界の普遍的な大義を體現し、平和の創造と維持にますます大きな役割を果たす。これが世界の大きな歴史の潮流の流れていくところでありま。國連の平和維持活動は、まさにこのような國連の平和維持の役割の最も重要なものであります。

しかも、それはあくまでも暴力と武力、殺傷力と武力の威嚇を全く使わずに平和維持しようとするものであります。かくして、この原則にのっとりてきたからこそ、これまで幾多の成果を確実に上げてまいりました。これが世界の安全保障のシステムに一つの新しい展開をもたらしたものであります。これは、まさに人類が悲惨な戦争の惨禍に学んだ結果であり、戦争の惨禍を深く深く知るからこそ、人類社会はこの平和的手段、非暴力的手段で平和を何とか確保しようとしているのであります。

この法案は、ほかでもない、こういう世界の大きな國際協調主義の流れに依拠しようとするものであります。平和を平和的な手段で築き上げ、維持していかうという歴史の大きな流れに依拠しようとするものであります。過去四十三年間、ほうはいとして続けられてきたこの大きな國際協力と國際協調主義の流れの中で、当然我が国は我々の義務を果たさなくてはなりません。

P K Oに参加すれば、自衛隊が海外に派兵されて武力を行使するなどという社会党、共産党の言

い分は、この國際協調に目をつぶり、現に世界じゅうが知っている歴史の事実を全面的に歪曲するものであります。(拍手)四十三年間のP K Oの歴史の中で、コンゴでの不幸な一点を除き、どこでP K O参加部隊が武力を行使したのでありましようか。P K Oが軍事行動をしたという新聞の報道はどこにあったのでありましようか。どこに海外派兵だとか軍事協力だとか軍事行動等の現実があるものでありましようか。

去る十四日の新聞各紙に「お答えください、宮沢総理。」という大きな社会党の広告が載っておりま。その中に、あなたは自衛隊を初めて戦場に送った総理として、歴史に名を残すのですか、というくだりがあります。きょう、ここに残念ながらおられませんが、私は田邊委員長に申し上げたいのです。

P K Oが活動する地域、すなわち停戦が合意された地域を、社会党では戦場と言うのですか。世界のどの国たりとも、そんな曲解をしていません。だれ一人として、これが戦場だというようなことは言っていないのであります。この田邊委員長の発言は、P K O活動に対する歪曲もしくは誤解を國民の前に堂々と明らかにしたということ、あなたが歴史上に名を残すつもりですかと私は申し上げたいのであります。(拍手)

國際社会の圧倒的多数の國々が堂々と平和のために行動しているその行動を軍事行動だと決めつけることによって、これらの國々から勇氣と犠牲的精神をもって平和活動に参加している世界の青年らの誠意と献身に、冷笑と嘲笑を浴びせかけているのは一体なぜでありましようか。(拍手)これが一体、平和を希求し、博愛と隣人愛を事

とする、反対する政党の本質でありましようか。もしそうでないとしたら、わずかばかりの國際的な共同行動すらも、危険だからやりたくない、危険は他人にやらせて、自分は平和の恩恵だけはぬくぬくと手に入れよう、そういう精神のあらわれでなくて一体何でありましようか。一体、このような態度で、どうして我が國が國際社会において名譽ある地位を占めることができるのでありましようか。(拍手)

私は、たまたまこの法案の作成の過程にかかわってまいりました。時あたかも、世界情勢の構造的変革の時期に当たり、各政党は、この法律案についての議論を通じて、この世界の変革にどう対応するべきかという困難で深刻な問題に直面し、それぞれがきちんとした答えを出す責務を負ったのであります。そして、我々は、二年間余りにわたって、国会内外に真剣な、そして十分な議論をしてまいりました。

残念なことに、反対する政党においては、この変革の時期にあつて、何ら新しい全体的展望と構想を打ち出し得なかつたのであります。世界の変革のときには、みずからもまた変革を圖らねばなりません。単に過去にとらわれて、改革をやり遂げなければ、退廃につながると思うのであります。社会党の対案は、何ら歴史的な展望にこたえようとするものではないのみならず、世界の今日の現実にも全く適合しないものであります。すなわち、その理由は、自衛隊の存在として認めないという限界に由来しているのだと私は思います。(拍手)

一方、我が党及び公明党、民社党の三党は、まずこの世界の変革を踏まえて、世界の平和に真に

貢献するという原則で意見の一致を見た上で、憲法の精神とその枠の中で、具体的にどうすべきかについて、実に真剣な検討を行ったのであります。(拍手)

それが三党合意の基本なのであります。もともとの三党合意は、自衛隊とは別個の組織をつくるはずではなかつたかと言われますが、その当時の三党合意ですら、社会党は反対されたではありませんか。私は、現に社会党への説明を試み、御賛同を得ようとしたが、私の説明を聴取することすら積極的ではありませんでした。

これが紛れもない過去の経緯であり、これが社会党が三党合意に対して示された態度でありま。す。

○議長(櫻内義雄君) 大島理事君、時間ですから、結論を急いでください。

○大島理事君(続) 今回の法案は、この三党の合意に基づき、國際平和協力隊という立派な別組織をつくり、そこに自衛隊の参加を得て、総理大臣の全面的な指揮のもとに平和協力業務を行うことにしているものであります。

このようにして、自民党、公明党及び民社党は、責任ある政党として、その歴史に対する責務を果たしたのであり、このことはまた、日本の政治の新しいあり方に、一つの政治のすべを啓示するものであります。今日までの公明党、民社党の努力に対し、深甚なる敬意を表するものであります。(拍手)

以上が、この法律の歴史的意味合いであります。我々三党は、これが我が國にとって正しい道筋であるという確信を持って、断固たる選択をした

のでありますし、そのことを歴史は記録していく
でありましよう。

私は、そういう立場から、誇りを持って、この
法案に対する我が党の賛成を歴史に刻印するもの
であります。

終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 渡部一郎君。

〔渡部一郎君登壇〕

○渡部一郎君 私は、公明党・国民会議を代表い
たしまして、ただいま議題となっております国際
連合平和維持活動等に対する協力の法律案
及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を
改正する法律案につきまして、賛成の意を表明す
るものであります。(拍手)

言うまでもなく、国際連合は人類、国家の代表
として、二十一世紀への展望を開くための代表
的、世界的政治組織であり、国際の平和と安全の
維持、諸国間の友好の発展、経済的、社会的、文
化的発展と人権の確立のためにまさに重大な貢献
をしてきたことを注目したいと思うのでありま
す。

しかし、日本はもちろん加盟国は、一方的にそ
のシステムを利用し続けることは許されないうこと
を深刻に理解しなければならぬのであります。
世界のどの国も、今や、湾岸戦争以来、安全保障
政策、財政政策、環境政策、人権政策、これを自
国政府の思うままに行うことはできないのであり
ます。国連、国際社会のコンセンサスの中にしか
生きることができない。日本もまた、国連との強
い連帯を忘れて生きる道はないと言わざるを得な
いのであります。(拍手)

あえて言えば、一國平和主義のごときは、世界

の中の笑い物になるばかりか、日本を孤立に追い
やる暴論と言ふべきものであり、PKO参加によ
る戦争巻き込まれ論に至っては、国連やPKOの
リーダーを戦争中の軍部指導者と同じレベルに落
としめる極論と言ふべきものであります。(拍手)
また、PKO法案を指して、自衛隊海外派兵法
案、侵略容認法案と言ふに至っては、憲法を曲解
し、日本に国連協力をさせまい、日本を世界の孤
児にしようとの意図的なものがあるといひ言ひ
うがなないのであります。(拍手)

今、世界に千七百万人の難民が苦しんでいま
す。第二次大戦後、七十回の大紛争があったし、
十数カ所で戦闘状態が続いているとの現実を私た
ちは見せつけられております。どうしたらいいの
か。個人の善意が通じない世界が広がっていま
す。国家としての日本の対応、アイデンティティ
がまさに問われているのであります。

しかしながら、当初、平成二年十月、政府が提
出された国連協力法案は、残念ながら多国籍軍協
力の含みのある憲法違反のものであり、これはと
ても我が党も国民も賛成できるものではありません
でした。しかし、平成二年十一月九日に成立し
た三党合意は、日本型の国際協力としてPKOへ
の参加を定めたのであります。この法案は、これ
に基づき、PKOの一部に我が国が憲法の枠内で
参加しようとするものであります。

公明党といいたしましても、PKOにどう対処す
るかにはまさに大問題でありました。調査なくして
発言なしと言われる鉄則に従って、石田委員長一
行がカンボジアに飛び、対立する四派の代表に会
い、実感を心得て帰国したのを初め、各議員が数年
がかりで、国連本部、UNITAC、PKO派遣国

などを調査してきた上で、未曾有の議論をいたし
ました。その上で、全国で数回回の対話集会を開
かせていただきました。国民は、日本国憲法にかな
う五原則に基づき日本型PKO協力法案を支持する
というのには、自信を持ってたどり着いた結論であ
りました。もしも反対者の皆さん方がこの勉強と
努力と手順を踏まれたなら、同じ結論にたどり着
いたであろうことをあえて申し上げたい。(拍手)
以下、PKO法案に賛成する理由を若干申し上げ
たいと存じます。

その第一は、PKOが非強制・中立、国際性を
原則とした活動であり、あくまでも国連の権威と
説得によって、停戦で得られた平和を維持し、紛
争の再発を防止しようという極めてとうとう活動
であるからであります。PKOが武力行使を目的
としない活動であることは言うまでもありません
。その精神は我が国の平和憲法に完全に合致す
るものであります。

PKOは、一九四八年、先駆者の創意工夫から
生まれて四十四年、八十カ国以上、五十万人を超
える人々が参加し、国際平和の維持のために多大
な貢献を行い、その活動に対しては、一九八八年
にノーベル平和賞が贈られたのであります。国連
活動、特に安全保障の活動の中で最も成功してい
るものの一つであります。何でこれを敵視するの
でありましようか。

賛成する理由の第二は、PKOに協力するに当
たって、我が国は無条件に参加するわけではな
く、憲法を逸脱しない明確な歯どめとシビリアン
コントロールを十分に確保した上で参加するとし
たことであります。公明党は、平和目的のPKO
への協力とはいえず、自衛隊を海外に出す以上、憲

法を遵守し、シビリアンコントロールは厳格でな
くてはならないことを一貫して主張してまいりま
したが、PKO法第二条の二項において、「武力
による威嚇又は武力の行使に当たるものであつて
はならない」と、まさに憲法第九条の本文を引い
て法律の中に明確な形で書き込まれているのであ
ります。

さらに、PKO参加に当たつての基本的な五つ
の原則が定められ、盛り込まれたことは御承知の
とおりであります。さらに、平和協力隊員数の上
限、事前、事後などの多段階の国会報告、さら
に、二年を超え派遣する場合の国会承認、これら
の規定は、我が国が法治主義をとる限り、必要か
つ十分な歯どめとして機能するものであると確信
するものであります。

賛成の第三は、参議院で自民、公明、民社の三
党によって行われた再修正が適切で妥当であるか
らであります。すなわち、PKF本体業務の国会
事前承認、凍結、三年後の見直しの三点は、現時
点での国民的コンセンサスの成熟を図りつつ国際
貢献を進めようという趣旨であります。これは参
議院の良議を示すものであり、心からの尊敬と
ともに受け入れたいと考えるのでございますが、い
かがでございますようか。(拍手)

特に、一部野党より、憲法違反でないかと指摘
のあった、国会の事前承認の期間を衆参それぞれ
七日以内に議決するよう努めなければならぬとい
う規定は、条文上、両院の審議権を拘束しないも
のであり、国連側の要請に我が国会が迅速に対
応する必要性があるとの強い認識から、みずから
の努力目標を表現したものと理解するものであり
ます。両院の法制局長の明言がありましたこと

も、御存じない方もあるようですから、つけ加えたいと存じます。(拍手)

また、国際緊急援助隊に自衛隊を参加させることは、これまでの実績に加えてさらに国際的自然災害等に対する人道的救援活動の強化拡充を図ろうとするものでありまして、我が国の国際貢献に對するより高い評価につながるものと言えます。当初の発案者の一人として喜んでゐるものでございます。(拍手)

本法案は、長い労作業とそれに屈しない多くの人々の努力と善意によって誕生しましたことをたたえたいと存じます。そして、PKOがすべての国民の理解となるために、さらに多くの努力と改善を積み重ね、PKO派遣とその五原則は、非核三原則や武器禁輸三原則のように、間もなく日本の平和原則として国民に認められることは間違いないと確信するものであります。(拍手)

最後に、私は悲しみを持って同僚議員の辞職表明を伺ったことを申し上げたいと存じます。

国権の最高機関である国会の審議において、二つの基本的ルールがあります。

第一は、正々堂々の議論のため、十分な審議時間が確保されることが必要不可欠であることです。本法案は、衆議院で八十六時間、参議院で百五時間、史上第二位の長い委員会議論が行われたのであり、この点何一つ批判されるところはございません。(拍手)

第二に、議論の末に、最終的に多数決で議決を

することは、議会制民主主義の基本であるということでありまして、それを暴力的手法で阻止しようというあしき慣行から離脱する理性を持たなければなりません。(拍手)

本会議で自分たちの意見が通らなかったからといって、相手をファッショ呼ばわりしてみたり、牛歩を初め、徹底的な審議の引き延ばしだけを図る、そのあげくは欠席し、議員をやめるというのは、国民の代表としての議員の厳粛な職務を忘れたものと言いかありません。(拍手)また、辞職を口実に解散を強要するとなれば、解散権はやる人にあるという悪い例をつくることになるでしょう。(拍手)私は、残念ながら同調することはできないのであります。

私は、同僚議員の多くの方々の人格と良識ある行動を常日ごろ尊敬を持って見知っている一人であります。勇気を持って討論と対話の道に戻ってください。私たちもそのために一生懸命努力をさせていただくつもりでございます。(拍手)

以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 中野寛成君。

〔中野寛成君登壇〕

○中野寛成君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました両法案に賛成の討論を行うものであります。(拍手)

二十一世紀を目前にして、世界は急激に、しかも劇的に変化しております。ソビエト連邦が解体

し、共産主義による独裁政治に幕がおろされましたが、これは、半世紀近くわたり世界の秩序を支配してきたヤルタ体制の終えんを意味するものであります。

この間、幸いなことに我が国は平和を享受してまいりましたが、一方的な平和の受益者であったこともまた事実であります。敗戦によって我が国の立場は、世界平和の秩序をつくり上げていく国としての資格を失い、裁かれる側にあったため、その構築に力をかすことなく、冷戦による米ソの対立の中で、自由世界の一員として、米國との協力のもとに我が国自身の経済的繁栄をひたすら求めることで済んだ時代でありました。

しかし、今や我が国は世界第二の経済大国となり、政治的にも経済的にも大きな役割を担っているかなければならない立場となりました。また、各々からもそれを期待される国家となったのであります。

新しい世界秩序を国連を中心に築こうとしているときに、国連の平和維持活動に我が国が積極的

に協力し、我が国としてふさわしい貢献をしていくことは、至極当然のことです。また、人道的な国際救援活動や、世界各地で発生する大規模災害に際しての救援、復旧活動に可能な限り協力していくこともまた当然であります。(拍手)

先国会では、我が党提出の修正案が否決されたため、やむなく反対の態度を表明せざるを得なかったのであります。今回、各党間の粘り強い

折衝の結果、我が党の主張も受け入れられ、いわゆる三党共同の修正案がまとまったことを私は高く評価するものであります。(拍手)

さて、議会制民主主義の本来の手法は、提案、質議、協議、修正、採決、これを整々として行うところにあります。

この両法案の国会提出は昨年九月十九日、それから実に九カ月、国会における実質審議時間は、衆議院八十八時間、参議院百六時間にも及ぶものであります。そしてまた、たび重なる地方公聴会も行われているのであります。

その間、我が民社党は、公明党とともに真剣な議論を尽くして修正を求め、いわゆる国会事前承認、三年後の見直し、指揮権の明確化、そしてPKFの凍結など、社会党、社民連、連合参議院の主張も含めた多くの修正を実現するに至ったのであります。全力を尽くして議論し、政府・与党も誠意を持ってこれにこたえたときに、整々と採決するのは全くの当然の出来事ではないでしょうか。(拍手)

しかるに、政府原案についての昨年十二月三日の衆議院本会議における採決には、整々と単なる起立採決に及び、今回、多くの野党要求を盛り込んだ改善された修正案の採決には、武力行使ともいうべき暴力、牛歩を繰り返すばかり。これでは、民主政治の何たるかを心得ている政党とは全く思えないのであります。(拍手)同時に、それは、今日まで友党として協力してきた民社党、公

明党の努力に対して、逆に悪らつた挑戦をしかけてきた裏切り行為と断ぜざるを得ません。どうせ牛歩や議員辞職や欠席などをするというのであれば、修正も曲りだめの規定もなかった政府原案に対して、昨年十二月三日にこそやっておくべきだったのではないのでしょうか。(拍手)

思えば、これまでの歴史を振りかえるとき、我が民社党が実質上賛成したにもかかわらず、社会党、共産党が反対したもので、その阿党の方が正しかったと歴史が証明するものは一つありません。(拍手)

すなわち、日米安保条約、自衛隊法、日韓基本条約、サンフランシスコ講和条約、国鉄、専売、電電の三公社の民営化、成田空港の開港等々、数え上げれば切りがありません。日米安保条約と自衛隊で、彼らが言う、その締結された翌日から米国の戦争に巻き込まれましたか。アジアの平和に貢献し、東西の冷戦構造を結局に導いた役割は極めて大きかったと言わなければなりません。むしろ、今やロシア、中国、韓国等からさえも評価されているではありませんか。日米安保条約に対する態度、その姿勢の分かれ方から民社党は誕生したましたが、まさに民社党が誕生して正しかったと今改めて確信するものであります。

(拍手)
サンフランシスコ講和条約を締結して、日本の真の独立は本当におくれましたか。今日の発展をどう考えるのでしょうか。国鉄、専売、電電の民

営化で国民へのサービスが低下しましたか。赤字がふえましたか。労働条件が悪くなりましたか。改めて聞きたいと思えます。(拍手)

このPKO法案等も全く同じ性格を持つものであります。今、武装した自衛隊を戦地に送り出すかのごとく言いふらし反対をしている人々も、やがて数年を経ずして、なぜあのかのPKO法案に反対したのか、みずからの行動に疑問を持つことになるではありませんか。(拍手)

自衛隊の海外派遣、いや、存在そのものをも憲法違反とする考えがあります。もしそうだとすれば、憲法九条の条文はいかに長過ぎます。憲法は国の基本法です。一字一句むだがあつてはなりません。自衛隊をもし違憲とするならば、私から提案します。憲法九条は単に、日本国民はあらゆる戦争を放棄する、ゆえにいかなる戦力も保持しない、たったこれだけで済むことであります。「国権の発動たる戦争」とか、「国際紛争を解決する手段」としては、とか、「前項の目的を達するため、など」という文言は要らないということになります。ましてや六十六条の文民規定が存在することとは、どう説明するのでしょうか。

しかるに、自分たちの都合のよい部分だけをピックアップして勝手な解釈をつけるなどは、これこそ解釈改憲であり、まさに牛歩のごとき思考停止と言わざるを得ません。ましてや社会党が言われるような「違憲合法」などという奇妙きつて

な言葉は、世界のどこで通用するのでしょうか。

(拍手)

今や我々の責務は、憲法前文に規定された国際協力、国際貢献、憲法九十八条の条約及び国際法規の遵守規定に従うこと、国連と国際社会に約束したことをしっかりと守り続けていくということ、憲法第九条の国際平和を誠実に希求するという精神、この憲法の精神にのっとり、全力を挙げて実行することにあります。まさにこの二法案はそのための法案であり、我が民社党は積極的に賛成をするものであります。(拍手)

最後に、政府・与党に苦言を一言申し上げたい。国際緊急援助隊に自衛隊を参加させることは、かねてからの我が党の主張であり、それがようやく実現することを評価するものであります。が、これまで一部野党の声を気にする余り、自衛隊に対して、人道的災害救助のための海外派遣すら認め

てこなかった政府・自民党の姿勢に強い不満を表明しておきたいと思えます。(拍手)
しかし、今日まで我々の主張に耳を傾け、そして自公民三党のまさに歴史的、積極的な国際貢献への二法案がここに成立を見ようとしていることに大きな期待をかけて、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。
両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(櫻内義雄君) いまだ投票されない方は、速やかに投票をされることを望みます。——投票権は尊重したいから、速やかに投票願います。——速やかに投票してください。——速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 立ちどまらずに、お急ぎ投票してください。——速やかに投票してください。——投票される方は、立ちどまらずに、速やかに投票願います。——お急ぎ投票してください。——立ちどまらずに、速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 立ちどまらずに、速やかに投票してください。——どうぞ、速やかに投票してください。——立ちどまらずに、速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 速やかに投票してください。
——立ちどまらずに、速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 立ちどまらずに、速やかに投票してください。立ちどまらずに、速やかに投票してください。——どうぞ、速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 速やかに投票してください。——お急ぎ投票してください。——さあ、どうぞ投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 投票される方は、立ちどまらずに、速やかに投票願います。どうぞ。——投票権は尊重したいから、速やかに投票願います。どうぞ。——次の人、どうぞ。次の人。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) どうぞ、続いて。——速やかに投票してください。みんな困っている。——投票される方は、立ちどまらずに、速やかに投票してください。みんな困っているですよ。本当に困っている。——どうぞ投票してください、本当に。——お急ぎ投票してください。時間来ているんだよ。——どうぞ、どうぞ投票してください。

い。——どうぞお急ぎください。あなた一人だ。——どうぞ、続いて投票してください。——どうぞ続いて、続いて投票してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) どうぞ投票してください。

君一人だ。どうぞ投票してください。一人だよ。——どうぞ。——君が一人だから、早く投票してください。——どうぞ投票してください。——投票されないんですか。お聞きしますが、投票されないんですか。どうぞ投票してください。投票されないんですか。返事してください。

〔投票継続〕

○議長(櫻内義雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱開鎖。開票。——議場開鎖。投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(櫻内義雄君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百四十六

可とする者(白票)

三百二十九

〔拍手〕

否とする者(青票)

十七

〔拍手〕

○議長(櫻内義雄君) 右の結果、國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案外一案は委員

員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案外一件を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

相沢 英之君	逢沢 一郎君
愛知 和男君	愛野 興一郎君
青木 正久君	赤城 徳彦君
浅野 勝人君	麻生 太郎君
甘利 明君	新井 特敬君
栗屋 敏信君	井奥 貞雄君
井出 正一君	井上 喜一君
伊藤 公介君	伊藤 宗一郎君
伊吹 文明君	池田 行彦君
石井 一君	石川 要三君
石破 茂君	石橋 一弥君
石原 慎太郎君	石原 伸晃君
今枝 敬雄君	今津 寛君
岩村 一郎君	岩屋 毅君
宇野 宗佑君	上草 義輝君
植竹 繁雄君	魚住 汎英君
白井 日出男君	内海 英男君
浦野 修興君	江口 一雄君
江崎 真澄君	衛藤 征士郎君
衛藤 晟一君	遠藤 武彦君
小里 貞利君	小沢 一郎君
小澤 潔君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	尾身 幸次君

越智 伊平君	越智 通雄君
大石 千八君	大石 正光君
大島 理森君	大塚 雄司君
大野 明君	大野 功統君
大原 一三君	太田 誠一君
岡島 正之君	岡田 克也君
奥田 敬和君	奥田 幹生君
奥野 誠亮君	加藤 紘一君
加藤 卓二君	加藤 六月君
鹿野 道彦君	狩野 勝君
海部 俊樹君	柿澤 弘治君
堀山 静六君	粕谷 茂君
片岡 武司君	金子 一義君
金子 原二郎君	金子 徳之介君
金丸 信君	亀井 静香君
亀井 久興君	亀井 善之君
唐沢 俊二郎君	川崎 二郎君
河村 建夫君	瓦 力君
木部 佳昭君	木村 守男君
木村 義雄君	北川 石松君
北川 正恭君	北村 直人君
久岡 章生君	久野 統一郎君
鯨岡 兵輔君	熊谷 弘君
栗原 祐幸君	小泉 純一郎君
小坂 憲次君	小杉 隆君
小林 興起君	小宮 山重四郎君
古賀 一成君	古賀 誠君
後藤 田正晴君	河野 洋平君

官 報 (号 外)

河本 敏夫君	高村 正彦君	中川 昭一君	中島 衛君	細田 博之君	真鍋 光広君	井上 義久君	石田 幸四郎君
鴻池 祥肇君	近藤 元次君	中島 洋次郎君	中谷 元君	前田 武志君	前田 正君	石田 祝松君	市川 雄一君
左藤 恵君	佐田 玄一郎君	中西 啓介君	中村 喜四郎君	牧野 隆守君	増子 輝彦君	遠藤 乙彦君	遠藤 和良君
佐藤 謙一郎君	佐藤 孝行君	中山 太郎君	中山 利生君	増岡 博之君	増田 敏男君	大野 由利子君	近江 巳記夫君
佐藤 信二君	佐藤 敬夫君	中山 成彬君	中山 正輝君	町村 信孝君	松浦 昭君	長田 武十君	鎌治 清君
佐藤 守良君	青藤 斗志二君	仲村 正治君	長勢 甚遠君	松岡 利勝君	松田 岩大君	貝沼 次郎君	河上 聖雄君
坂井 隆憲君	坂本 剛二君	二階 俊博君	二階 堂進君	松永 光君	松本 十郎君	神崎 武法君	北瀬 一雄君
坂本 三十三次君	坂井 新君	丹羽 雄哉君	西岡 武夫君	三ツ林 孝太郎君	三原 朝彦君	草川 昭三君	草野 威君
笹川 堯君	志賀 節君	西田 司君	額賀 福志郎君	三塚 博君	御法川 英文君	倉田 榮喜君	小谷 輝二君
自見 庄三郎君	塩川 正十郎君	野田 毅君	野田 実君	水野 清君	光武 顯君	榎藤 恒夫君	齊藤 節君
塩崎 潤君	塩谷 立君	野中 広務君	野呂 昭彦君	宮崎 茂一君	宮里 松正君	坂井 弘一君	竹内 勝彦君
島村 宜伸君	杉浦 正健君	野呂 田芳成君	羽田 孜君	宮澤 喜一君	宮路 和明君	玉城 榮一君	鳥居 一雄君
杉山 憲夫君	鈴木 俊一君	葉梨 信行君	萩山 教嚴君	宮下 創平君	武藤 嘉文君	中村 巖君	西中 清君
鈴木 恒夫君	鈴木 宗男君	橋本 龍太郎君	長谷川 峻君	村井 仁君	村岡 兼造君	春日 重昭君	日笠 勝之君
住 博司君	関谷 勝嗣君	畑 英次郎君	鳩山 邦夫君	村上 誠一郎君	村田 敬次郎君	東 順治君	平田 米男君
園田 博之君	田澤 吉郎君	鳩山 由紀夫君	浜田 幸一君	村田 古隆君	村山 達雄君	伏木 和雄君	伏屋 修治君
田名 部匡省君	田中 秀征君	浜田 卓二郎君	浜野 剛君	持永 和見君	森 英介君	藤原 房雄君	二見 伸明君
田邊 國男君	田辺 広雄君	林 大幹君	林 義郎君	森 喜朗君	森田 一君	冬柴 鐵三君	宮地 正介君
田原 隆君	田村 元君	原 健三郎君	原田 憲君	谷津 義男君	築瀬 進君	森本 晃司君	矢追 秀彦君
高島 修君	高橋 一郎君	原田 昇左右君	平泉 涉君	柳沢 伯夫君	柳本 卓治君	矢野 詢也君	飯村 義彦君
竹下 登君	武部 勤君	東 力君	平沼 勉夫君	山口 俊一君	山口 敏夫君	山口 那津男君	山田 英介君
武村 正義君	谷 洋一君	平田 辰一郎君	平沼 勉夫君	山崎 拓君	山下 元利君	吉井 光昭君	渡部 一郎君
谷垣 禎一君	谷川 和雄君	深谷 隆司君	吹田 悦君	山下 徳夫君	山本 拓君	伊藤 英成君	大内 啓伍君
近岡 理一郎君	中馬 弘毅君	福田 康夫君	福永 信彦君	山本 有二君	与謝野 繁君	川端 達夫君	神田 厚君
津島 雄二君	塚原 俊平君	藤井 裕久君	藤尾 正行君	渡瀬 憲明君	渡部 恒三君	小平 忠正君	高木 義明君
戸井 田三郎君	戸塚 進也君	二田 孝治君	船田 元君	渡辺 栄一君	渡辺 省一君	塚本 三郎君	中井 治君
渡海 紀三朗君	東家 嘉幸君	古屋 圭司君	保利 耕輔君	渡辺 秀夫君	綿貫 民輔君	中野 寛成君	柳田 稔君
虎島 和夫君	中尾 榮一君	穂積 良行君	星野 行男君	浅井 美幸君	東 祥三君	米沢 隆君	和田 一仁君

菅原喜重郎君 徳田 虎雄君
藤波 孝生君

小沢 和秋君 金子 満広君
木島日出夫君 児玉 健次君
佐藤 祐弘君 菅野 悦子君
辻 第一君 寺前 巖君
東中 光雄君 不破 哲三君
藤田 スミ君 古堅 実吉君
正森 成二君 三浦 久君
山原健二郎君 吉井 英勝君
田川 誠一君

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
國務大臣 加藤 紘一君

出席政府委員

内閣 審議官 野村 一成君
兼内閣総理大臣官房参事官
防衛庁防衛局長 畠山 蕃君
外務省経済協力局長 川上 隆朗君
外務省國際連合局長 丹波 實君

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出第百二十二回国会衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。

平成四年六月九日

参議院議長 長田 裕二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(小字及び一は修正)

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 國際平和協力本部(第四条-第五条)

第三章 國際平和協力業務(第六条-第二十四条)

条

第四章 物資協力(第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条-第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、國際平和協力業務実施計画及び國際平和協力業務実施要領の策定手続、國際平和協力隊の設置等について定めることにより、國際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が國際連合を中心とした國際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく國際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等(以下「國際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、國際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に効果的に協力するものとする。

2 國際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであること。

3 内閣総理大臣は、國際平和協力業務の実施等に当たり、國際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、國際平和協力業務の実施等に関し、國際平和協力本部長に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 國際連合平和維持活動 國際連合の總會又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して國際の平和及び安全を維持するために國際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、國際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び國際連合によつて、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な國際救援活動 國際連合の總會、安全保障理事会若しくは經濟社会理事會が行う決議又は別表に掲げる國際機關が行う要請に基づき、國際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下単に「紛争」という。)によつて被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)

いう。)の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国(第四号において「国際連合等」という。)によって実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。)をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。)であつて、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器(武器の部品を含む。ニにおいて同じ。)

の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分

ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助

ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

ヌ 医療(防疫上の措置を含む。)

ル 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ワ 被災民を収容するための施設又は設備の設置

カ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

コ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

レイからタまでに掲げる業務に類するもの

として政令で定める業務

四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に對して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することを行う。

五 海外 我が国以外の領域(公海を含む。)をいう。

六 派遣先国 国際平和協力業務が行われる外国(公海を除く。)をいう。

七 関係行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

第二章 国際平和協力本部 (設置及び所掌事務)

第四条 総理府に、国際平和協力本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際平和協力業務実施計画(以下「実施計画」という。)の作成に關すること。

二 国際平和協力業務実施要領(以下「実施要領」という。)の作成又は変更に關すること。

三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に關すること。

四 国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の運用に關すること。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に對する協力の要請に關すること。

六 物資協力に關すること。

七 国際平和協力業務の実施等に關する調査(第三号に掲げるものを除く。)及び知識の普及に關すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属せられた事務

(組織)

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長(次項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長(以下この条において「本部長」という。)を置く。

6 本部長は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に對し、本部の事務に關し

意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら國際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 國際平和協力業務

（実施計画）

第六条 内閣総理大臣は、我が国として國際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、國際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該國際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該國際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき國際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び國際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該國際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

（1）海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う國際平和協力業務の種類及び内容

（2）國際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備

ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該國際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

（1）自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務の種類及び内容

（2）國際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができる輸送の範囲

ト 關係行政機關の協力に関する重要事項
チ その他当該國際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、國際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項並びに第三条第一号及び第二号の規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる國際平和協力業務は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務は、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

あつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該國際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として國際連合平和維持隊に参加することに關しての基本的な五つの原則（第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八条第一項第六号並びに第二十四条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該國際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該國際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院に於ては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院に於ては先議の議院から議案の送附があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

9 政府は、第七項ただし書の場合において承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の國際平和協力業務を終了させなければならない。

10 第七項の國際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日
自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、当該國際平和協

力業務に係る実施計画が決定された日から二年を経過する日を過ぎて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

前二項の規定は、国会の承認を得て第七項の国際平和協力業務を継続した後、更に二年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

第一項(各号を除く。)及び第三項の規定は、実施計画の変更(次に掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。)について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替へるものとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第一号に

規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があつたとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容

二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したとき 当該国際平和協力業務の実施の結果

三 実施計画に定める国際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき 当該変更前の期間における当該国際平和協力業務の実施の状況

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じてこれを変更するものとする。

一 当該国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の実施の方法(当該国際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む。)

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

五 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

六 第六条第十号各号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

七 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

九 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

三 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができ

る。

(国際平和協力業務等の実施)

第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

二 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

三 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。

四 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六条第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

官 報 (号 外)

るものとする。

6 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との関係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

7 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、國際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る國際平和協力業務に従事させるため、当該國際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、關係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(關係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、關係行政機関の長に対し、

実施計画に従い、國際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号、第十六号を除く。)に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る國際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 關係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に國際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官

により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等は、第十六条に規定する國際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。)に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所屬するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に國際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四

条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせる

ときは、当該自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

8 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱いについては、前条第六項から第九項までの規定を準用する。

(国家公務員法の適用除外)

第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第三十三条第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法

第一百四条の規定は、適用しない。

(研修)

第十五条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる國際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

(国際平和協力手当)

第十六条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の国際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七条 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(国際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十八条 国際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九条 隊員の定員は、実施計画に従って行われる国際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三条第三号ルに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヌからヨまでに規定する国際平和協力業務の

実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があった場合には、海上保安庁又は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

(関係行政機関の協力)

第二十一条 本部長は、協力隊が行う国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二条 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することとができる。

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合に

は、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に關し必要な事項は、政令で定める。

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補(以下この条において「海上保安官等」という。)は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安官の職員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニロ及び第四項の規定によ

り実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ロ及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 海上保安庁法第二十條の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

6 自衛隊法第九十五條の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。

7 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に關しては適用しない。

8 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する國際平和協力業務の中断(以下この項において「業務の中断」という。)がある場合における当該國際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第五項の規定は業務の中断がある場合における当該國際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該國際平和協力業務に係る自衛官について、第四項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

第四章 物資協力
(物資協力)
第二十五条 政府は、國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。
2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。
4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、關係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 關係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。
第五章 雜則
(民間の協力等)
第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によつては國際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に關し必要があると認めるときは、關係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(政令への委任)
第二十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務についての特例)
第二条 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務であつて第三章第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号の政令で定めるものについては、別に法律で定めるまでの間は、これを実施しない。
(見直し)
第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。

(海上保安庁法の一部改正)
第二条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 共助等
第三章中第二十八条の次に次の一条を加える。
第二十八条の二 海上保安庁長官は、國際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、國際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

(総理府設置法の一部改正)
第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七条」に、「第

十七条」を「第十八条」に改める。
第四章中第十七条を第十八条とし、第三章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第二章第二節中第十四条の次に次の一条を加える。
(國際平和協力本部)
第十五条 本府に、國際平和協力本部を置く。

2 國際平和協力本部の組織及び所掌事務については、國際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところによる。
(国家公務員災害補償法の一部改正)
第四条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び産業教育手当」を「産業教育手当及び國際平和協力手当」に改める。
(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「寒冷地手当」を「寒冷地手当及び國際平和協力手当」に改める。
(自衛隊法の一部改正)
第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第一百条の六の次に次の一条を加える。

第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第一百条の六の次に次の一条を加える。

(国際平和協力業務の実施等)

第百条の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律第

号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができ

る。
(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第九 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 国際平和協力隊の隊員

別表(第三条関係)

一 国際連合

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものの他政令で定めるもの

イ 国際連合災害救済調整官事務所

ロ 国際連合難民高等弁務官事務所

ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

ニ 国際連合児童基金

ホ 国際連合ボランティア計画

ヘ 国際連合開発計画

ト 国際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 国際連合食糧農業機関

ヌ 世界保健機関

三 国際移住機関

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び同実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、物資協力のための措置等を講じ、我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 協力の基本原則

(一) 政府は、国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等(以下「国際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせることにより、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力すること。
(二) 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと。

(三) 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、内閣を代表して行政各部を指揮監督すること。

2 国際連合平和維持活動

国際連合平和維持活動とは、国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる統治組織の設立の援助その他国際の平和及び安全を維持するため国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいうこと。

3 人道的な国際救援活動

人道的な国際救援活動とは、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又はこの法律の別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下「紛争」という。)によつて被害を受け若しくはは受けるおそれがある住民その他の者(以下

「被災民」という。)の救援のために又は紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際機関又は国によつて実施されるものをいうこと。

4 国際平和協力業務

国際平和協力業務とは、次に掲げる業務であつて、海外で行われるものをいうこと。

- (1) 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置、武装解除等の履行の監視
- (2) 緩衝地帯等における駐留及び巡回
- (3) 車両等又は通行人による武器の搬入又は搬出の有無の検査等
- (4) 放棄された武器の収集等
- (5) 紛争当事者が行う停戦線等の設定の援助
- (6) 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
- (7) 選挙、住民投票等の公正な執行の監視又はこれらの管理
- (8) 警察行政事務に関する助言等又は警察行政事務の監視
- (9) (8)に掲げるもののほか、行政事務に関する助言等

- (10) 医療(防疫上の措置を含む)。
 (11) 被災民の救出等又は帰還の援助
 (12) 被災民に対する食糧、衣料、医薬品等の配布
 (13) 被災民を収容するための施設等の設置
 (14) 紛争によって被害を受けた施設等であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
 (15) 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
 (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、輸送、保管、通信、建設又は機械器具の据付け等
 (17) (1)から(15)までに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
- 5 國際平和協力本部
 (一) 総理府に、國際平和協力本部(以下「本部」という。)を置き、本部は、國際平和協力業務実施計画(以下「実施計画」という。)の案の作成に関すること、國際平和協力業務実施要領(以下「実施要領」という。)の作成又は変更に関すること、実施要領の変更を適正に行うための國際平和協力業務の効果の分析等に関すること、國際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の運用に関すること等の事務をつかさどること。
 (二) 内閣総理大臣を國際平和協力本部長(以下「本部長」という。)とし、本部長は、本部

- の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。内閣官房長官を國際平和協力本部長(以下「副本部長」という。)とし、副本部長は、本部長の職務を助ける。國際平和協力本部員は、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された國務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。本部に、実施計画ごとに、期間を定めて、協力隊を置くことができることとし、本部に、事務局を置くこと。
- 6 実施計画
 (一) 内閣総理大臣は、國際平和協力業務の実施が適當であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、國際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。
 (1) 國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
 (2) 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
 (二) 実施計画には、当該國際平和協力業務の実施に関する基本方針、実施すべき國際平和協力業務の種類及び内容、派遣先国及び

- 國際平和協力業務を行うべき期間、協力隊の規模及び構成並びに装備、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う國際平和協力業務の種類及び内容、國際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備、自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務の種類及び内容、國際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備等を定めること。
 (三) 外務大臣は、國際平和協力業務を実施することが適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、閣議の決定を求めるよう要請することができること。
 (四) 6の(二)にいう装備は、國際平和協力業務の実施等は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならないとの基本原則並びに國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動の定義規定の趣旨に照らし、この法律の國際平和協力業務に関する規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定める。この場合、國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

- (四) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる國際平和協力業務は、4の(7)から(10)までに掲げる業務等で、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適當と認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。
 (五) 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務は、4の(1)から(6)まで又は(10)から(15)までに掲げる業務等で、自衛隊の部隊等が行うことが適當と認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。
 (六) 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務で4の(1)から(6)までに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして(4)の政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、國際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則及びこの法律の目的に照らし、当該國際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならないこと。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該國際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならないこと。
 (四) 6の(4)本文により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以

内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこと。

(ウ) 6の(イ)ただし書の場合において不承認の議決があったときは、政府は、遅滞なく、6の(ロ)の国際平和協力業務を終了させなければならないこと。

(エ) 6の(ロ)の国際平和協力業務については、6の(イ)の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会の承認を求めなければならないこと。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならないこと。

(オ) 政府は、6の(ロ)の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、当該国際平和協力業務を終了させなければならないこと。

(カ) 国会の承認を得て6の(ロ)の国際平和協力業務を継続した後、更に二年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合には、6の(イ)及び(ロ)を準用すること。

(キ) 内閣総理大臣は、実施計画の変更(2)に規定する合意若しくは同意又は6の(イ)に規

定する同意が存在しなくなつたと認められる場合等における国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了を含む。については、閣議の決定を求めなければならないこと。

7 国会に対する報告

内閣総理大臣は、次に掲げる場合にそれぞれの事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこと。

(1) 実施計画の決定又は変更があったとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容

(2) 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したとき 当該業務の実施の結果
(3) 実施計画に定める国際平和協力業務を行う期間に係る変更があったとき 当該変更前の期間における当該業務の実施状況

8 実施要領

(イ) 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間についての具体的内容、地域及び期間ごとの国際平和協力業務の種類、内容及び実施の方法(使用される装備に関する事項を含む。)について、具体的内容、地域及び期間ごとの国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項についての具体的内容、派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項につ

いての具体的内容、国際平和協力業務の中断に関する事項等を定める実施要領を作成し、必要に応じてこれを変更すること。

(ロ) 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、当該業務の中断に関する事項に限り本部長が必要と認める場合を除き、事務総長等が行う指図に適合するように行うものとする。

9 国際平和協力業務の実施

(イ) 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行うこと。

(ロ) 海上保安庁長官は、本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができること。

(ハ) 防衛庁長官は、本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができること。

(ニ) 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保ち、当該在外公館長は、国際平和協力業務の実施のために必要な協力を行うこと。

10 協力隊の隊員の任免
本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」とい

う。)の任免を行い、4の(7)から(9)までに掲げる業務等に従事させるため、志望者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができること。

11 関係行政機関の職員の協力隊への派遣

(イ) 本部長は、関係行政機関の長に対し、必要な技術、能力等を有する一定の職員を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、4の(1)から(6)までに掲げる国際平和協力業務等については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできないこと。

(ロ) 派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、隊員に任用され、派遣された自衛隊員は、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有し、これらの者はいずれも、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事すること。

(ハ) 海上保安庁長官は、海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとし、派遣された職員は、従前の官職を保有したまま隊員に任用されること。

(ニ) 防衛庁長官は、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該部隊等に所属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとし、派遣された自衛隊

平成四年六月十五日 衆議院會議録第三十三号

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び同報告書 國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二

員は、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有すること。

12 國際平和協力業務に従事する者の総数の上限
國際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとし、隊員の定員は、國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

13 輸送の委託
本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、船舶又は航空機による被災民又は物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間の輸送を除く。）を委託することができること。

14 小型武器の保有及び貸与
(一) 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することができること。

(二) 本部長は、國際平和協力業務に従事させるに当たり、現地の治安状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、当該小型武器で実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができること。

15 武器の使用

(一) 小型武器の貸与を受け、派遣先国におい

て國際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができること。

(二) 派遣先国において國際平和協力業務に従事する海上保安官等は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員若しくは隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、実施計画に定める装備である政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができること。

(三) 派遣先国において國際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、実施計画に定める装備である武器を使用することができること。

(四) 小型武器又は武器の使用に際しては、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないこと。

16 物資協力

政府は、國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動に協力するため適当と認めるときは、閣議の決定により、物資協力をを行うことができること。

17 民間の協力等

(一) 本部長は、國際平和協力業務を十分に実施するため、又は物資協力に関し必要があるとき、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡等又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができること。

(二) 政府は、この場合適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

18 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務で4の(1)から(6)までに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして4の(四)の政令で定めるものについては、別に法律で定める日までの間は、これを実施しないこと。

(三) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について

見直しを行うものとする。

(四) 海上保安庁法及び自衛隊法を改正し、國際平和協力業務の実施及び輸送の受託に係る規定を追加すること。

二 議案の可決理由

本案は、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、進歩民主連合の檜崎弥之助君から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

平成四年六月十一日

國際平和協力等に関する特別委員長 林 義郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十一回国会内閣提出第百二十二回国会衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。

平成四年六月九日

参議院議長 長田 裕二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があるとき、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議を行う。

一 国際緊急援助活動

二 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替へるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項（海上保安庁長官にあつては、同項又は同条第三項において

準用する同条第二項）」に改め、「国際緊急援助活動の下に（海上保安庁の職員にあつては、同条第三項において読み替へられた同条第二項に規定する活動を含む）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛庁長官は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

第五条第二項中「第三条」を「第三条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七条中「含む」を「含むものとし、第三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」「防衛庁」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の五の次に次の一条を加える。

（国際緊急援助活動等）

第百条の六 長官は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三条第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十一回国会閣法第六号、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外務大臣は、国際緊急援助隊の派遣につき関係行政機関等の長と協議を行つた場合において、特に必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等による国際緊急援助活動又は国際緊急援助活動を行う人員若しくは必要な機材等の海外の地域への輸送（以下「輸送活動」という。）につき協力を求めるために防衛庁長官と協議を行うこと。

2 1の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機による輸送活動について準用すること。

3 防衛庁長官は、外務大臣よりの協議に基づ

き、部隊等に国際緊急援助活動又は輸送活動を行わせることができること。

4 別表に掲げる行政機関に防衛庁を加えること。

5 自衛隊法を改正して、国際緊急援助活動等を行わせることができる旨の規定を追加すること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成四年六月十一日

国際平和協力等に
関する特別委員長 林 義郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
税 三円七角五分
(税別)